

令和3年太子町要綱第44号

太子町郵便入札実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、太子町が発注する建設工事（建設業法（昭和24年法律第10号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）、建設工事に係る測量及び建設コンサルタント及び物品購入・役務等の業務委託の契約に係る郵送方式による指名競争入札の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(郵便入札の実施)

第2条 町長は、指名競争入札を実施するにあたり、相当と認めて指定したのものについて、郵便入札により実施できるものとする。

(指名の通知等)

第3条 町長は、郵便入札により指名競争入札を実施しようとするときは、太子町財務規則（平成元年太子町規則第1号）第114条に規定するもののほか次の事項について併せて掲載するものとする。

(1) 入札書、内訳書等の提出を指示する書類（以下「入札書等」という。）の提出方法

(2) 入札書等の到着期限（以下「到達期限」という。）と開札日時

(3) 入札書等の送付先（以下「送付先」という。）

(4) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める事項

(入札書等の提出方法)

第4条 入札参加者は、入札書等を次に掲げる方法により郵送又は持参により提出しなければならない。この場合において、郵送に要する費用は入札参加者の負担とする。

2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、所定の事項をすべて記入し、使用印を押印したうえで、送付用封筒に入札書在中の旨、案件名、入札参加者の名称、及び到達期限等の必要事項を記載し、開札日の前日までに入札担当課へ到達するようにしなければならない。

3 郵送された入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(入札書等の保管等)

第5条 入札担当職員は、前条の規定により入札書等が到着したときは、これを開封せず開札日時までに入札担当課において厳重に保管しなければならない。

- 2 到達した入札書等は、書換え、差換え又は撤回をすることはできない。
- 3 入札参加者は、入札書等到達後においても、開札日時までは入札の参加を辞退することができる。この場合において、入札の参加を辞退しようとする者は、次条に定めるとおり辞退届を提出しなければならない。
(郵便入札の辞退)

第6条 入札参加者は、入札を辞退しようとするときは、開札日時までに入札辞退届を書面により町長に提出しなければならない。
(開札の立会い)

第7条 町長は、開札の際、当該入札事務に関係のない職員を1名以上立ち合わせるものとする。
(開札)

第8条 開札は原則公開とし、公告等で示した開札日時に行うものとする。
2 開札の結果、落札となるべき価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。この場合において、落札となるべき価格の入札をした者は、くじを辞退することはできない。
(入札結果の通知)

第9条 町長は、郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに入札参加者に入札結果を通知するものとする。
(郵便入札の無効)

第10条 次の各号のいずれかに該当する入札は無効とする。この場合において、無効とした入札書等は返却しないものとする。

- (1) 入札に参加する資格のない者のした入札
- (2) 第4条に定める提出方法以外の方法で提出した入札
- (3) 入札書等が指定する到達期限までに送付先に到達しない入札
- (4) 同一入札について、2通以上の入札書等を郵送した入札
- (5) 入札書等その他必要とされた書類が同封されていない入札
- (6) 1枚の封筒の中に、複数の案件の入札書が同封された入札
- (7) 封筒に記載の案件名又は差出人と同封された入札書等に記載の案件名又は入札者が相違する入札
- (8) 入札書等に入札金額、入札者の氏名若しくは押印のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- (9) 入札金額を訂正した入札
- (10) 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されていない入札又はその金額が所定の額に達していない入札
- (11) 談合その他不正の行為があったと認められる入札
- (12) 前各号に定めるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

(入札の延期等)

第11条 町長は、郵便入札において、郵便事情等による事故又は不正な行為その他必要があると認めるときは、入札の延期又は中止をすることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、郵便入札の実施に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年6月1日から施行する。